

「企業会計基準公開草案第2号

1株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」

に対するコメント

平成14年8月30日  
(社)日本民営鉄道協会

・当期純利益の算定について

第14項において「第12項にいう普通株式に係る当期純利益は、損益計算書上の当期純利益から、利益処分に関連する項目で普通株主に帰属しない金額を控除して算定する」となっておりますが、利益処分案が株主総会を経て確定する前に1株当たり当期純利益を開示する場合の取扱も明示して戴きたい。また、連結ベースでの普通株主に帰属しない金額(利益処分による役員賞与金の額等)の算定方についても明解な指針をお示し戴けるようお願い致したい。

以 上